

全国児童養護施設協議会

平成29年度事業計画

児童相談所における平成27年度の児童虐待相談対応件数が10万件を超えるなど、現在の社会は子どもたちにとって、危機的な養育環境であると言える。要保護・要支援の状態にある子どもたちはもとより、地域に暮らすすべての子どもたちの命と人権が守られ大切にされる社会が、今、求められている。

こうしたなか、昨年6月3日に改正児童福祉法が公布され、初めて「子どもの権利」が児童福祉法の理念に掲げられた。また、同時期に改正された社会福祉法においては、社会福祉法人による地域支援がうたわれるなど、地域の子育て支援拠点たる児童養護施設への期待はますます高まっている。

今こそ、わが国の未来を担う子どもたちのために豊かな育ちを保障し、子育て・子育て支援の専門性を有する児童養護施設の現場から、子どもの命の尊さや子育ての「養育モデル」を社会に発信していくよう努めたい。

こうした情勢を踏まえ、子どもたちへの日々の養育を通じて、その社会的使命を積極的に果たしていくべく、以下の事業に取り組む。

重点事項

1. 子どもたちの最善の利益の保障と人権擁護の取り組みの推進

昨今、児童養護施設へ入所する子どもたちの大半は、親から虐待を受けるなど、不適切な養育状態にあることを理由としている。こうした心や身体に傷を負った子どもたちはもちろん、すべての子どもたちに最善の利益が保障されるよう、各施設において日々の養育の取り組みをあらためて振り返るとともに、都道府県協議会、ブロック協議会などとともに、引続き子どもたちの人権侵害の防止に取り組む。

2. 小規模化と地域分散化の推進による養育の質の向上に向けた取り組みの強化

個々の子どものニーズに合った個別的養育を推進し、子どもたちの豊かな人格の形成と社会で生きてゆく力を育むために、施設における生活単位の小規模化と家庭的養護の推進に引続き取り組む。また、すべての地域において、里親(家庭養護)との協働・連携がはかれるよう必要な取り組みを行う。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

子どもたちに安心・安全な生活の場を提供し、信頼関係を基盤とした質の高い養育を保障するためには、職員人材の確保はもちろん、その育成と定着をはかり、安定した組織をつくるのが極めて重要である。

人材確保に向けては、効果的かつ様々な広報活動を展開するとともに、人材育成にあたっては、平成28年度に本会特別委員会が取りまとめた「改訂 児童養護施設の研修体系－人材育成のための指針－」の周知やふりかえりノートを活用を進めるなど、各施設における人材育成の取り組みを支援し、またブロック協議会や都道府県協議会等とも連携して、体系立った職員研修の実施に取り組む。

4. 施設の質的強化と地域における子育て支援拠点としての役割の推進

児童養護施設が有する専門機能を活用し、地域の子育て支援の拠点として、一般家庭の子どもたちやその家族、里親などの支援に取り組むことは、児童虐待の予防など社会の期待に応える点からも極めて重要である。

そのため、各施設への児童家庭支援センター設置を推進するとともに、一時保護やショートステイ・トワイライトステイ事業の実施、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画、更には、検討されている市区町村子ども家庭総合支援拠点への取り組み等を通じ、行政や関係機関とも連携した地域の子育て支援に取り組む。

5. 子どもたち一人ひとりに対する継続的な自立支援の強化

社会的養護のもとで育つ子どもたちは、児童虐待や発達障害など様々な課題を抱えていることが少なくなく、社会的自立により多くの支援が必要とされる。子どもたちそれぞれの個性に寄り添い、一人ひとりが目標と夢を叶えることができるよう、インケアからリービングケア、アフターケアまで一貫して支援し、就労や大学等への進学、退所後の住居の保障など、さまざまな自立支援策の充実に取り組む。

また同時に施設の外にも目を向け、施設の有する機能を十分に活用して、地域の子どもたち一人ひとりの育ちと自立支援に、積極的な役割を果たすよう取り組む。

6. 大規模災害に備えた支援体制の構築と防災対策の強化

昨年発災した熊本地震などの大地震を始め、大雨や洪水、火山の噴火など、近年わが国では大規模な災害が頻発している。私たちは、いつどこで起こるかわからないこれら災害から子どもたちを守っていくために、最大限の備えを尽くさねばならない。

そのため、平成27年3月に本会が取りまとめた「大規模災害対応指針」に基づき、全養協とブロック協議会、都道府県協議会等が連携・協働して、防災・減災の取り組みを推進するとともに、各施設が防災・減災対策の強化をはかることができるよう、支援するための取り組みを行う。

専門部事業

制度政策部

1. 社会的養護をめぐる制度課題への対応

- 児童福祉法改正に伴う諸制度見直しへの対応
- 家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画への対応
- 小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会の提言内容の実現に向けた取り組み
- 小規模化推進の取り組みへの対応
- 児童養護施設による地域支援(子育て支援、要保護児童支援、子どもの貧困対策)の拡充に向けた取り組み
- 児童の自立支援策の拡充の取り組み(自立支援担当職員の配置等)
- 職員の人材確保、育成、定着に向けた対応(資格制度や職員養成所など育成システム、給与等待遇改善)
- 社会福祉法人による地域公益活動の展開に向けた対応
- 子どもの貧困問題への対応
- 第三者評価・自己評価の推進(養育の向上及び情報公開の推進)
- 既存制度の活用と更なる制度の拡充に向けた取り組み

2. 入所児童の権利擁護の推進(総務部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の促進
- 子どもの人権擁護に向けた取り組み、権利侵害事案への対応

3. 平成30年度国家予算確保への運動展開

- 国家予算要望の実施
- 人員配置や職員待遇の改善に向けた予算・制度対策活動の実施

4. 児童福祉の諸制度や課題への対応における連携・協働・発信の推進

- 全社協・児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 全社協・全国退所児童等支援事業連絡会への参画
- 全社協・福祉サービスの質の向上推進委員会への参画
- 里親、施設等社会的養護関係種別団体との連携・協働の推進
- 児童虐待防止等諸課題への対応に必要なソーシャルアクションの実施
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明
- 内閣府子供の貧困対策有識者会議、子ども・子育て会議等における意見表明

5. 社会的養護への理解と支援を得るための立法府等に対する活動

- 政策実現をはかるための国会議員等への働きかけ
- 「児童の養護と未来を考える議員連盟」等への働きかけ

6. 予算・制度対策活動に係る必要な調査研究の実施

- 人材確保・育成策の実態把握と、あるべき制度や取り組みの検討
- 18歳以上の者の措置延長や継続的かつ一貫したアフターケアに向けた実態の把握と検討

7. 制度政策に関する情報の共有化とその対応

- 児童養護施設等の積極的広報の展開(全養かわら版の発行等)
- 「制度政策連絡体制」を活用したブロック、都道府県組織の取り組みや成果、課題等相互の情報の共有化と対応、体制の強化

8. 制度政策事業のスケジュール化と点検・振り返り

総務部

1. 組織活動の円滑な推進

- 総会、常任協議員会、(拡大)正副会長会議、ブロック長会議等各種会議の開催
- ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施
- 内規・規程・要綱・要領等の策定や適宜見直し等

2. 入所児童の人権擁護の推進(制度政策部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の推進
- 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(施設版、職員版)の実施
- 被措置児童等虐待防止に向けた取り組み、権利侵害事案への対応

3. 施設を退所する子どもの自立支援事業の推進

- 身元保証人確保対策事業の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の実施
- JX-ENEOS奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等、各種奨学助成制度等への協力

4. 大規模災害等への対応と支援体制の構築検討等

- 災害基金(仮称)創設の検討

5. 第71回全国児童養護施設長研究協議会の開催

[日程]平成29年11月8日(水)～10日(金)

[会場]とりぎん文化会館ほか(鳥取県)

[定員]600名

・永年勤続感謝、研究奨励賞(松島賞)の実施

○全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会(仮称)の開催(研修部共管)

○児童文化奨励絵画展の開催

6. 各ブロック大会との連携、協力

○全国8ブロック協議会の大会・研修会開催を支援し、ブロック組織活性化を促進

○各ブロック協議会の大会・研修会等において、職員配置改善や小規模化に伴う実態等に関する意見交換等を行うことができるよう支援

北海道ブロック

東北ブロック 平成29年6月15～16日 (秋田県秋田市)

関東ブロック 平成29年7月4～5日 (千葉県成田市)

中部ブロック 平成29年6月7～9日 (愛知県名古屋市)

近畿ブロック 平成29年6月15～16日 (大阪府大阪市)

中国ブロック 平成29年6月7～9日 (広島県広島市)

四国ブロック 平成29年6月 (徳島県)

九州ブロック 平成29年6月13～15日 (鹿児島県鹿児島市)

7. 広報活動の推進

○児童養護施設等の積極的広報の展開(四部共管)

○情報提供活動の強化

①全養協通信の発行(全施設対象:随時)

②全養協ホームページの充実

③協議員に向けた情報提供(必要に応じて随時)

④「平成29年度全養協便覧(全養協情報NO.37)」の発行(全施設対象)

⑤「全国児童養護施設一覧」の発行(全施設対象)

○季刊「児童養護」の内容充実と購読者拡大の取り組み

8. 災害見舞金制度の運用

9. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 平成29年度会員施設基礎調査の実施
2. 児童養護施設入所児童の進路・支援に関する調査の実施
3. その他必要に応じた調査研究の実施

研 修 部

1. 児童養護施設の研修体系構築に向けた取り組み

- 研修体系にそった各施設・組織等の研修の進め方を検討・支援するとともに、平成27・28年度に設置した児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会の議論から継続し、新任職員を支えるため取り組みを検討する。

2. 「平成29年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営

- [日 程]平成30年1月17日(水)～19日(金)
- [会 場]全社協・灘尾ホール
- [定 員]200名

3. 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会(仮称)の開催(総務部共管)

4. 「研究奨励賞(松島賞)運営委員会」の企画・運営

- 職員の研究を奨励する本取り組みを会員施設に周知し、知見を広げるとともに受賞研究の紹介方法等を検討する。

5. ブロック・都道府県が主催する「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」の支援

- 「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」と連携し、ブロック及び都道府県養協において「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」を開催し、3年間をかけて全施設職員が受講するよう引き続き支援する(3年目)。

6. 「平成29年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催

- 西日本会場
 - [日 程]平成29年9月11日(月)～12日(火)
 - [会 場]ホテル大阪ベイタワー
- 東日本会場
 - [日 程]平成29年12月13日(水)～14日(木)
 - [会 場]全社協・灘尾ホール

7. 「平成29年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の企画・共催

[日 程]平成30年1月30日(火)～31日(水)

[会 場]東京都内

[定 員]400名

8. 「子どもの育ちを支える、子ども・子育て全国フォーラム(仮称)」の企画・共催

[日 程]平成29年12月11日(月)～12日(火)

[会 場] 全社協・灘尾ホール

[定 員] 200名

9. 「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」(国立武蔵野学院)への協力

児童養護編集委員会

1. 季刊「児童養護」の編集・発行(第48巻／第1号～第4号)(総務部所管)

〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的に有意な実践を紹介し、社会的養護を拡充させるための一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践への具体化を進める。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする。
- ⑤児童福祉に関する機関・団体、教育・研究機関、その他、関心をもつ人々へ社会的養護の実践、課題を広く知らせ理解を図る。

〈発行予定〉

第48巻第1号・平成29年6月

第48巻第2号・平成29年9月

第48巻第3号・平成29年12月

第48巻第4号・平成30年3月